



平成 19 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名	株式会社ウィル不動産販売
代 表 者 名	代表取締役 岡本 俊人 (コード番号：3241)
問 合 せ 先	取締役総務グループマネージャー
役職・氏名	栗野 泉
電 話	0797-74-7272

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 19 年 3 月 9 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 19 年 3 月 30 日開催予定の第 12 期定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営環境の変化に対応する機動的な資本政策を遂行するため、取締役会の決議により自己の株式を取得できるよう所要の規定を新設するものであります。(変更案第 8 条)
- (2) 当社株式が平成 19 年 2 月 14 日をもってジャスダック証券取引所へ上場されたことにもない、証券保管振替機構の証券保管振替制度において取扱われておりますので、所要の変更を行うものであります。(変更案第 9 条、第 14 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は【別紙】の通りであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	平成 19 年 3 月 30 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 30 日 (金曜日)

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 7 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 9 条～第 12 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（決議の方法）</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 （条文省略）</p> <p>第 14 条～第 34 条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 7 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（自己の株式の取得）</u></p> <p>第 8 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 当社の株主名簿 <u>（実質株主名簿を含む。以下同じ）</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 10 条～第 13 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（決議の方法）</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主 <u>（実質株主を含む。以下同じ）</u> の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 （現行どおり）</p> <p>第 15 条～第 35 条（現行どおり）</p>